

移住者
応援！

※移住：県外の市区町村からあわら市に住民票を異動し、あわら市に生活の拠点を置くことをいいます。

県外からの 移住者に 支援金を 交付します！

若者単身者

10 万円

若者世帯

15 万円

子育て世帯

30 万円

※若者単身者は、令和4年1月1日以降に移住した人に限ります。

若者単身者	移住日において40歳未満であり、市内企業に正規雇用で就職又は市内で新規創業する単身で移住する人（公務員を除く。）
若者世帯	移住日において全員が45歳未満であり、2人以上で移住する世帯（子育て世帯を除く。）
子育て世帯	移住日において18歳以下の子どもが含まれ、2人以上で移住する世帯（一部例外あり）

★その他要件

- ・移住日から**5年以上**継続してあわら市に定住する旨を誓約すること。
- ・移住者**全員が同時に**移住すること。（市長がやむを得ないと認める場合を除く。）
- ・移住者全員が移住する直前に連続して**3年以上**県外に住民票があること（※1）。
- ・本市への移住が転勤、出向、出張、研修等による一時的な移住でないこと。
- ・反社会的勢力または反社会勢力と関係を有しないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・あわら市移住就職等支援金（※2）の交付対象者でないこと。
- ・過去に本支援金を交付されていないこと。
- ・その他市長が不相当と認めた者ではないこと。

※1 若者単身者の場合、本市に住民票を置いたまま学生として3年以上県外に居住した後、移住した人も対象とする。

※2 東京23区に在住または通勤していた人を対象とする支援金（単身60万円、世帯100万円）

移住

交付申請書
提出

審査

支援金
交付

申請者が行う部分

※移住から1年以内に交付申請すること

※若者単身者は、正規雇用又は新規創業から6カ月以降に交付申請すること

[交付申請時に必要な書類]

- ・交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・写真付き身分証明書の写しまたは提示により本人確認ができる書類の写し
- ・申請者を含む移住者全員分の前住所地の住民票の除票
※住民票を異動せずに学生として県外に居所があった場合は移住前の居所が確認できる書類
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・就業証明書（様式第3号）
※個人事業主、新規創業等にあってはその旨を確認できる書類

※支援を受けたい場合は、必ず事前に下記までお問合せください。

あわら市 市民協働課

TEL 0776-73-8003（直通）

FAX 0776-73-1350

メール ijyu@city.awara.lg.jp